

【夏合宿第2問】

甲は、手のひらで患者の患部をたたいてエネルギーを患者に通すことにより自己治癒力を高めるという「シャクティパット」と称する独自の治療を施す特別の能力を持つなどとして信奉者を集めていた。

信奉者の一人である乙は、脳内出血により重度の意識障害状態にある入院中の父親 A がいた。乙は甲のシャクティパット治療により A の容体が回復すると信じ、甲に治療を依頼した。それを受け入れた甲は、乙と共謀して A を病院から連れ出し、甲の自宅に運び込んだ。

その後、甲の自宅にて治療が行われたが、A の容体は急変し、早急に適切な治療を施さなければ死亡してしまう状態になった。甲はこのままでは A が死亡してしまうと認識しながらも、治療を終えたため安息にさせているなどと言いながらなんら適切な措置を施すことなく 1 日放置し、そのまま A を痰の気道閉塞に基づく窒息により死亡させた。

また、甲の治療中及び治療後の間、乙は A の回復を真摯に祈っており、A が死亡すること容認していたとは言い難かった。しかしながら、治療後の A の状態を見る限りでは A の容体が芳しくないとは感じていた。

甲及び乙の罪責について検討せよ。なお、不作為による実行行為が認められることについて争う必要はないとする。

参考判例：最高裁平成 17 年 7 月 4 日第二小法廷決定